

奈良市公報

号外第1号 (平成27年6月後半分)

平成28年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 6

告 示

- 平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示通達…………… 6
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 6
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援機関の指定の変更…………… 7
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（2件）………… 7
- 一般競争入札の実施…………… 8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 8
- 差押調書の公示送達…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 10
- 配当計算書の公示送達…………… 10
- 平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 住居番号の廃止…………… 10
- 納期限変更告知書の公示送達（2件）…………… 11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 11
- 一般競争入札の実施…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 放置自転車等の処分…………… 12
- 奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱…………… 12

監 査

- 定期監査の実施…………… 32
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 33

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…………… 34
- 窓口収納業務の委託…………… 34
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程…………… 34
- 奈良市排水設備指定工事店の指定…………… 35

議 会

- 奈良市議会議規則の一部を改正する規則…………… 36

規 則

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第62号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則
奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第9条中第16号を第17号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 介護保険基準収入額適用申請書（法第51条第1項及び法第61条第1項）別記第18号様式の2別記第18号様式の次に次の1様式を加える。

第18号様式の2 (第9条関係)

介護保険基準収入額適用申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申請します。

年 月 日

1	フリガナ	被保険者番号
	被保険者氏名 (印)	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
2	フリガナ	被保険者番号
	被保険者氏名 (印)	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
3	フリガナ	被保険者番号
	被保険者氏名 (印)	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		
住 所		〒		
		電話番号		

氏 名	
年 中 の 収 入	公的年金	円: 円
	給与 (パート収入 等を含む。)	円: 円
	((年金・給与 以外の収入)	円: 円
	合 計	円: 円

申請者が被保険者本人の場合には、下記は記入不要です。

申請者氏名	電話番号(自宅・勤務先)
申請者住所 〒	本人との関係

注意事項

- 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人(40歳以上65歳未満の方は除く。)及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- 収入額は全てご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など)は除きます。
- 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において当市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

別記第20号様式（その1）を次のように改める。

第20号様式（第9条関係）
（その1）

（表面）

介護保険負担限度額認定申請書

（宛先）奈良市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。 年 月 日

フリガナ		
被保険者名	Ⓜ	被保険者番号
性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所	〒 電話番号		
介護保険施設の所在地及び名称(※)	〒 電話番号		
入所(院)年月日(※)	年 月 日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有・無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」は、記入不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ		
	氏名	生年月日	年 月 日	
	住所	〒 電話番号		
	本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	〒 電話番号		
課税状況	市町村民税 課税・非課税			

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者			
	<input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。			
	<input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超えます。			
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が ¹ 1000万円(夫婦は2000万円)以下です。 ※預貯金、有価証券に係る通帳等の写しは別添のとおり			
	預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円
		その他(現金・負債を含む)		()※ 円

※内容を記入してください。

申請者が被保険者本人の場合には、下記は記入不要です。

申請者氏名	電話番号(自宅・勤務先)
申請者住所 〒	本人との関係

被保険者の住所・氏名以外に送付を希望される方は、以下に送付先を記入してください。

送付先住所・氏名 〒

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

(注) 余白に注意喚起の文章を記載する。

(裏面)

同意書

(宛先) 奈良市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

㊞

<配偶者>

住所

氏名

㊞

市記入欄

交付年月日	備考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正後の奈良市介護保険規則別記第18号様式の2及び第20号様式は、この規則の施行の日前においても使用することができる。

(平成27年6月16日揭示済)

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第63号

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記第1号様式から第6号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第7号様式及び第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記第9号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成27年6月22日揭示済)

告 示

奈良市告示第444号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は財務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達すべき書類の名称
平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
平成27年4月10日
- 3 送達を受けるべき者
以下省略

(平成27年6月16日揭示済)

奈良市告示第445号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業名称
学力向上事業用タブレット端末等の賃貸借
 - (2) 調達する機器
 - ・タブレット端末、周辺機器及びソフトウェア 一式
 - ・タブレット端末充電収納庫 一式
 - ・無線LANアクセスポイント関連機器 一式
 - ・サーバー機器 一式
 - ・設置周辺機器等 一式
 - ・資産管理システム 一式
 - ・協働学習支援システム 一式
 - ・教材システム 一式
 - (3) 展開スケジュールの調整
展開スケジュールの作成・調整
 - (4) 機器の設計作業
タブレット端末及びソフトウェア、サーバー機器及びソフトウェア、無線LAN及び関連ネットワーク、資産管理システム、協働学習支援システムの設計及び設定等
 - (5) 機器等の設置作業
機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続作業含む。)、機器設置後の動作確認
 - (6) 校内LAN整備
 - (7) 導入支援及び運用支援

- 機器管理支援
 - 機器操作支援
 - 研修等の実施
 - 授業における利用支援及び補助
- (8) 保守・サポート
機器等の保守及びサポート
- (9) 納入条件
成果物作成等
- (10) 保険
- (11) その他
- 以下省略
- (平成27年6月16日揭示済)

奈良市告示第446号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

教育用タブレット端末等の賃貸借

(2) 調達する機器

- タブレット端末、周辺機器及びソフトウェア 一式
- 教員用コンピューター 一式
- タブレット端末充電収納庫 一式
- 無線LANアクセスポイント関連機器 一式
- パソコン教室設置周辺機器 一式
- 資産管理システム 一式
- 授業支援システム 一式
- 協働学習支援システム 一式

- (3) 展開スケジュールの調整
展開スケジュールの作成・調整
- (4) タブレット端末等の設計設定作業
タブレット端末、教員用コンピューター、無線LAN及び関連ネットワーク、授業支援システム、資産管理システム、協働学習支援システム、教材開発システムの設計及び設定等
- (5) 機器等の設置作業
機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続作業含む。）、機器設置後の動作確認
- (6) 校内LAN整備
- (7) 導入支援及び運用支援
- 機器管理支援
 - 機器操作支援
 - 授業における利用支援及び補助
- (8) 保守・サポート
機器等の保守及びサポート
- (9) 納入条件
成果物作成等
- (10) 保険
- (11) その他
- 以下省略
- (平成27年6月16日揭示済)

奈良市告示第447号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条に基づき、指定自立支援医療機関の指定に係る事項に変更があったので、告示します。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関名	開設者氏名	所在地	既に指定を受けている医療の種類	主として担当する医師の氏名
市立奈良病院	奈良市長 仲川 元庸	奈良市東紀寺町一丁目 50番1号	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	佐藤 公俊

(平成27年6月16日揭示済)

奈良市告示第448号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年6月8日	佐藤 公俊	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50番1号	感染制御内科 (ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)

(平成27年6月16日揭示済)

奈良市告示第449号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1

項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成27年6月16日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成27年6月12日	池永 稔	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	整形外科 (肢体不自由)

(平成27年6月16日揭示済)

奈良市告示第450号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年6月17日

奈良市長 仲川元庸

1 無線LAN機器導入事業の概要

現在、本市の行政系ネットワークは情報系(内部事務系)ネットワーク、基幹系(住民情報系)ネットワークの2系統が存在し、有線LANでネットワーク回線を構成し運用を行ってきた。しかしながら、情報システムの運用範囲の拡大や度重なる組織改変に伴い以下のような負担が大きくなってきた。

- 組織改変や人事異動時のフロア・事務室内のLAN配線変更時の工事費が増大している。
- LAN配線が机下で複雑に絡み合い、変更対応に多大な工数・時間を要する。
- 誤配線によるループや、床下に配したネットワーク機器の回線遮断の危険性がある。

これらの課題を解消するために、今回、本庁舎内の情報ネットワークを無線LAN化することとし、一般競争入札を実施する。

なお、今回の事業範囲は本庁舎内の情報系ネットワークのみとし、機器調達費用を最小化したうえで情報ネットワークの運用コスト節減を図る。

2 本一般競争入札に係る事業内容

(1) 事業範囲

ア 調達

機器(ソフトウェアライセンス含む。)等の賃貸借

イ 設計

作業計画、移行設計、システム設計、運用設計

ウ 設置

機器等の設置、ネットワーク接続

エ 設定

サーバ設定、パソコン設定(展開スケジュール等調整作業含む。)

オ 運用保守

ハードウェア・ソフトウェア保守

(2) 本稼働の予定

平成27年11月1日

※展開スケジュール概要(別添3工程表)

平成27年9月中旬に、北棟2Fフロアを実施(テスト準備期間中)

平成27年11月1日までに、その他フロアを実施

(3) 実施場所

ア 機器設定場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所本庁舎

イ 端末設置場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所本庁舎

(4) 無線LAN機器導入事業に係る仕様

詳細な仕様は、別添1「入札仕様書」のとおり

3 契約方法

(1) 契約名

無線LAN機器等の賃貸借

(2) 賃貸借期間

平成27年11月1日～平成32年10月31日(60箇月分)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

※平成27年9月中旬～10月31日まではテスト準備期間中

以下省略

(平成27年6月17日揭示済)

奈良市告示第451号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年6月17日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

ショーワ薬局 あやめ池東店	奈良県奈良市あやめ池北三丁目1-32	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年2月1日
井上 雅広	奈良県大和郡山市豊浦町67		
オレンジ薬局 近鉄奈良店	奈良県奈良市東向北町3番地 木平ビル1階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年3月1日
株式会社 プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田2-8-10 光栄ビル1階		
きょうこころのクリニック	奈良県奈良市西大寺南町17-3 カーサ・ウエルネス2階	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 居宅 通所リハビリテーション 介護予防 訪問看護	平成27年3月1日
医療法人 きょう	奈良県奈良市西大寺南町17-3 カーサ・ウエルネス2階	介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 通所リハビリテーション	
ひらおか内科クリニック	奈良県奈良市あやめ池南六丁目3-36	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年5月1日
医療法人ひらおか内科クリニック	奈良県奈良市あやめ池南六丁目3-36		

(平成27年6月17日揭示済)

奈良市告示第452号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年6月17日揭示済)

奈良市告示第453号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月19日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年6月18日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成27年6月19日揭示済)

奈良市告示第454号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年6月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年3月25日 奈良市指令都整開 第14A-39号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年6月19日 第1471号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市佐紀町2786番3の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二条町一丁目3番27号
戸尾 之子

(平成27年6月19日揭示済)

奈良市告示第455号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年6月21日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年6月22日揭示済)

奈良市告示第456号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年6月23日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年6月23日揭示済)

奈良市告示第457号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基

づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年6月24日揭示済)

奈良市告示第458号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は財務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達すべき書類の名称
平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
平成27年4月10日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(平成27年6月24日揭示済)

奈良市告示第459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年6月25日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年6月25日揭示済)

奈良市告示第460号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21

号) 第3条第3項第3号の規定により、次のとおり住居番号を廃止したので、同条第4項の規定により告示します。

平成27年6月26日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成27年6月26日揭示済)

奈良市告示第461号

地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項第1号の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年6月26日揭示済)

奈良市告示第462号

地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項第1号の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成27年6月26日揭示済)

奈良市告示第463号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年6月29日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	有限会社 あんしん	奈良県奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社 あんしん	平成27年6月1日
新	有限会社 あんしん	奈良県奈良市中山町1250番地の7	有限会社 あんしん	
旧	シニア倶楽部	奈良県奈良市南京終町19番地の1	社会福祉法人楽慈会	平成27年6月1日
新	シニア青春倶楽部	奈良県奈良市南京終町19番地の1	社会福祉法人楽慈会	

(平成27年6月29日揭示済)

奈良市告示第464号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

- 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	平成27年国勢調査用品の配送等業務
業務内容	平成27年国勢調査に係る調査用品の保管、仕分け、梱包及び配送業務。詳細は、別紙「平成27年国勢調査用品の配送等業務仕様書」のとおり。
業務期間	契約締結日から平成27年9月7日(月)まで
業務場所	調査用品の保管、仕分け、梱包作業については、用品を厳重に管理できるように施設等が行える場所
配送先	奈良市が指定する国勢調査員の自宅(ほとんどが奈良市内)
業務数量	調査用品の種類は、24種類 配送は、約2,900件(ただし、調査員数は調整中であるため、若干の変更が生ずる)
契約の種類	配送1件あたりの単価契約

市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年6月29日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年6月29日揭示済)

奈良市告示第465号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年6月29日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄あやめ池駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年6月30日揭示済)

奈良市告示第466号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成27年6月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年12月1日、同月2日、同月4日、同月7日、同月9日、同月11日、同月16日、同月17日及び同月19日

(平成27年6月30日揭示済)

奈良市告示第467号

奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱を次のように定める。

平成27年6月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市精神障害者医療費助成金交付要綱

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱（平成18年奈良市告示第198号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条-第3条）

第2章 一般精神障害者医療費助成事業（第4条-第14条）

第3章 後期高齢者精神障害者医療費助成事業（第15条-第24条）

第4章 精神通院精神障害者医療費助成事業（第25条-第30条）

第5章 雑則（第31条-第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、精神障害者に対し医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 この要綱により行われる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般精神障害者医療費助成事業
- (2) 後期高齢者精神障害者医療費助成事業
- (3) 精神通院精神障害者医療費助成事業

（定義）

第3条 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この要綱において「助成金」とは、前条各号に掲げる事業による医療費に係る助成金をいう。

3 この要綱において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局その他医療機関をいう。

第2章 一般精神障害者医療費助成事業

（助成要件）

第4条 第2条第1号に掲げる事業（以下「一般事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けて医療が行われた者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害

者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

(住所地特例)

第5条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。)は、前条第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一般事業による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)により医療費の助成を受けることができる者(同条例第1条の2第3号に規定する就学児であって、外来療養に係る助成を受けているものを除く。)
- (2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)により医療費の助成を受けることができる者
- (3) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第7条 一般事業による医療費の助成は、対象者(第4条の規定に該当する者(前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。))をいう。以下この章において「対象者」という。)の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

(受給資格証の交付申請)

第8条 一般事業による医療費の助成を受けようとする者は、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書(別記第1号様式。以下この章において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請

しなければならない。

- (1) 国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けた者にあつては、当該受給者証

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第9条 申請書を受理した市長は、前条第1項の規定による申請をした者が対象者に該当すると認めるときは精神障害者医療費受給資格証(別記第2号様式。以下「受給資格証」という。)を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときはその理由を付し、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、受給資格証を交付することができるものとする。

3 受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

4 受給資格者は、医療機関等において医療を受ける際に受給資格証を提示しなければならない。

(受給資格証の更新申請)

第10条 受給資格証の有効期間は、受給資格証が交付された日から精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

2 受給資格者は、受給資格証の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格証の有効期限までに、申請書に第8条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第8条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があつた場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第11条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証再交付申請書(別記第4号様式)により市長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、当該受給資格証を添えなければならない。

3 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後、失つた受給資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(支給方法)

第12条 助成金の支給を受けようとする者は、精神障害者医療費助成金(一般・後期高齢者)交付請求書(別記第

5号様式。以下「交付請求書」という。)に領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が奈良県内の医療機関等で診療を受ける際に受給資格証を提示した場合において、当該医療機関等から提供される情報に基づき奈良県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項が通知されたときは、受給資格者から市長に前項の規定による請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは助成金を交付し、不適当と認めるときは精神障害者医療費助成金(一般・後期高齢者)交付請求却下通知書(別記第6号様式。以下「却下通知書」という。)により通知するものとする。

(届出)

第14条 受給資格者は、氏名、住所、加入医療保険若しくは口座の変更又は障害等級の変更若しくは資格喪失があったときは、受給資格証に一般精神障害者医療費助成金変更届(別記第7号様式)を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

第3章 後期高齢者精神障害者医療費助成事業 (助成要件)

第15条 第2条第2号に掲げる事業(以下「後期高齢者事業」という。)により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けて医療が行われた者を除く。)で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者(高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。)であるものとする。

(1) 本市内に住所を有する者(病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。)

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

(住所地特例)

第16条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。)は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康

保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第17条 第15条の規定にかかわらず、奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱(平成17年奈良市告示第503号)により医療費の助成を受けることができる者は、後期高齢者事業による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成の範囲)

第18条 後期高齢者事業による医療費の助成は、後期高齢者事業の対象者(第15条の規定に該当する者(前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。))をいう。以下この章において「対象者」という。)の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

(1) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は高齢者医療確保法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

(受給資格の認定申請)

第19条 後期高齢者事業による医療費の助成を受けようとする者は、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定(更新)申請書(別記第8号様式。以下この章において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 高齢者医療確保法に基づく被保険者証

(2) 精神障害者保健福祉手帳

(3) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けた者にあつては、当該受給者証

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第20条 申請書を受理した市長は、これを審査し、前条第1項の規定による申請をした者が対象者に該当すると認めるときは、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定通知書(別記第9号様式)を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときはその理由を附し、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請却下通知書(別記第10号様式)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、前項の受給資格認定通知書を交付することができるものとする。

(受給資格の認定の更新申請)

第21条 後期高齢者事業の受給資格の認定期間は、受給資格が認定された日から、精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

2 後期高齢者事業の受給資格認定を受けた者は、受給資格認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格認定の有効期限までに、申請書に第19条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第19条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格認定の更新申請があった場合について準用する。

(支給方法)

第22条 助成金の支給を受けようとする者は、交付請求書に領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に自己負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が送付されたときは、後期高齢者事業による助成金の支給を受けようとする者から市長に前項の規定による請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第23条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは後期高齢者事業による助成金を交付し、不適当と認めるときは却下通知書により通知するものとする。

(届出)

第24条 受給の認定を受けた者は、氏名変更、住所変更、加入医療保険変更、口座変更、資格喪失が生じたときは、受給資格証に奈良市後期高齢者精神障害者医療費助成変更届(別記第11号様式)を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

第4章 精神通院精神障害者医療費助成事業

(助成要件)

第25条 第2条第3号に掲げる事業(以下「精神通院事業」という。)により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けて医療が行われた者を除く。)で、かつ、障害者総合支援法第58条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する医療(以下「精神通院医療」という。)に限る。)の規定により公費負担された国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担したものとする。ただし、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が

発生しなかった場合もこれに含むものとする。

(1) 市内に住所を有する者(病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。)

(2) 社会保険各法の規定による被扶養者に対する助成については、その者の加入する社会保険等の被保険者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、その者の加入する社会保険等の被保険者の扶養親族等の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。次項において「旧国民年金法」という。)施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第2号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(住所地特例)

第26条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。)は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第27条 第25条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、精神通院事業により医療費の助成を受けることができない。

(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者(外来療養に係る助成を受けている者を除く。)

(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者

(3) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例により医療費の助成を受けることができる者

(4) 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱により医療費の助成を受けることができる者

(5) 一般事業又は後期高齢者事業により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第28条 精神通院事業による医療費の助成は、精神通院事業の対象者(第25条の規定に該当する者(前条の規定により助成を受けることができないこととされた者を除く。))をいう。以下この章において「対象者」という。)の疾病について国民健康保険法、社会保険各法、高齢者医

療確保法その他法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費であって、障害者総合支援法第58条の規定により公費負担された精神通院医療に係る医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額を控除した額に相当する額とする。ただし、対象者が高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合もこれに含むものとする。

(支給方法)

第29条 助成金の交付を受けようとする者は、奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請書（別記第12号様式。次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類及び領収書その他の自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、対象者の保護者等が本人に代わって医療費を負担したときは、受診月1月分につき一度を限度として助成金の交付を申請できるものとする。

- (1) 社会保険各法の規定による被扶養者にあつては、第25条第1項第2号に該当することを明らかにすることができる書類及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の写し
- (3) 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票の写し

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、該当書類を省略させることができる。

(助成金の交付)

第30条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、審査の上適当と認めるときは奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付決定通知書（別記第13号様式）により通知するとともに助成金を交付するものとし、不適当と認めるときは奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請却下通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

第5章 雑則

(受給台帳の整備)

第31条 市長は、助成内容等について台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第32条 助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第33条 偽りその他不正の手段によって助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一

部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第34条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告)

第35条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事業により医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項及び第19条第1項の規定による申請並びに第9条第1項の規定による交付は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別記

第1号様式(第8条・第10条関係)

精

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書

受給者番号				

次のとおり、奈良市一般精神障害者医療費受給資格証の交付及び助成金の支給を申請します。なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格申請の審査を受けるために必要な、所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・療養の給付に係る自己負担金について高額療養費の支給を受けることができる場合、被保険者証、精神障害者医療費受給資格証及び当該診療に係る診療報酬明細書等について、医療機関等が写しを徴し、奈良市長に提出すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日
(宛先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者

フリガナ _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電 話 _____ - _____ - _____

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ _____		男 女	年 月 日	

申 請 事 由	
1 精神障害者保健福祉手帳1級を取得	精神障害者保健福祉手帳1級 奈良県第 _____ 号
2 転入	
3 医療保険加入	
4 その他()	
事由発生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	

加 入 医 療 保 険			
記 号	番 号	被 保 険 者 氏 名	受 給 者 と の 続 柄
		被 保 険 者 住 所	
		保 険 者 番 号	
		保 険 の 名 称	
		資 格 認 定 年 月 日	年 _____ 月 _____ 日

口 座 振 替 依 頼 欄				
金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 番 号	種 別	口 座 名 義 人
銀行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出 張 所		普通 当座 貯蓄	フリガナ _____
金融機関コード	支店コード			

第2号様式 (第9条関係)

(表)

精神障害者医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
発行機関名及び	奈良市長
交付年月日	年 月 日
<p>(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市の窓口へ直接申請してください。</p>	

(裏)

注意事項

- 1 この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 県内の保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証(被保険者証)に添えてこの証を必ず窓口提出してください。
- 3 また、自立支援医療受給者証をお持ちの方は、指定自立支援医療機関で診療を受ける場合、自立支援医療受給者証も必ず併せて窓口提出してください。
- 4 受給者資格がなくなったりは、速やかにこの証を奈良市長に返してください。
- 5 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて奈良市長にその旨を届け出てください。
- 6 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に奈良市長にその旨を届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。
- 9 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに奈良市長に返してください。

第3号様式 (第9条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市一般精神障害者医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理由)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式（第11条関係）

奈良市一般精神障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	年 月 日
住 所	
電話番号	

フリガナ	
受給者氏名	
受給者生年月日	年 月 日
受給資格証番号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返納してください。

再交付日 年 月 日

第5号様式 (第12条・第22条関係)

奈良市(一般・後期高齢者)精神障害者医療費助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

請求者 住所 奈良市

氏名 ㊞

電話 - -

金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	フリガナ	
			生年月日	年 月 日
医療保険 名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の 領収証を添付して ください	※ 入院の状況		入院期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
	医療機関名	日数	総点数	自己負担額
		日	点	円
				一部負担金 円
	※ 通院の状況			
①	医療機関名	日数	総点数	自己負担額
		日	点	円
				一部負担金 円
②	医療機関名	日数	総点数	自己負担額
		日	点	円
				一部負担金 円
③	医療機関名	日数	総点数	自己負担額
		日	点	円
				一部負担金 円
④	医療機関名	日数	総点数	自己負担額
		日	点	円
				一部負担金 円
⑤	医療機関名	日数	総点数	自己負担額
		日	点	円
				一部負担金 円
		日数	総点数	自己負担額
	合計	日	点	円
				一部負担金 円

【自己負担額】 【高額療養費】 【一部負担金】
(円) - (円) - (円) = 支給額 円

※欄は記入しないでください。 医療費助成金の請求権は5年、高額療養費は2年で時効になります。

第6号様式（第13条・第23条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市(一般・後期高齢者)精神障害者医療費助成金交付請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった奈良市(一般・後期高齢者)精神障害者医療費助成金交付請求については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

(理由)

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式 (第19条関係)

⑥

奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定 (更新) 申請書

受給者番号				

次のとおり、奈良市後期高齢者精神障害者医療費資格認定及び助成金の支給を申請します。なお、申請に当たり、以下のことを確認し、同意します。

- ・本受給資格申請の審査を受けるために必要な、所得等の情報を閲覧・使用すること。
- ・本助成金の算出のため、奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格の情報を奈良県後期高齢者医療広域連合に提供すること。
- ・本助成金の算出のため、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) による後期高齢者医療の給付に関する情報を利用すること。
- ・本助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日
(宛先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者 フリガナ _____
 氏 名 _____ ⑥
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 電 話 _____ - _____

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所 (申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ		男女	年 月 日	

申 請 事 由	
1 精神障害者保健手帳1級を取得したため	
2 転入	
3 後期高齢者医療制度加入	
4 その他 ()	
精神障害者保健福祉手帳 (1級) 奈良県第 _____ 号	
事由発生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	

後期高齢者医療				
保険者番号				
被保険者番号				
保 險 者 称 呼 名 称	奈良県 後期高齢者医療広域連合			
資 格 取 得 日				

口座振替依頼欄				
金融機関名	支店名	口座番号	種別	口座名義人
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所		普通 当座 貯蓄	フリガナ
金融機関コード	支店コード			

第9号様式（第20条関係）

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請については、次のとおり認定したので通知します。

記

受給資格の認定期間

年 月 日から
年 月 日まで

第10号様式（第20条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市後期高齢者精神障害者医療費受給資格認定申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理由)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式 (第24条関係)

奈良市後期高齢者精神障害者医療費助成金変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

次のとおり届け出ます。

受給者氏名			生年月日	年 月 日													
1 氏名変更	新				後期高齢者医療被保険者番号												
	旧																
2 住所変更	新	奈良市															
	旧	奈良市															
3 加入医療保険変更	新	保険者番号				保険者の名称											
	旧	保険の名称															
4 口座変更	新	金融機関名		支店名		種別	口座名義人										
		銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所		普通 当座	フリガナ										
	旧	金融機関コード				支店コード				貯蓄	口座番号						
		金融機関名		支店名		口座名義人											
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 手帳の等級変更 その他 ()															
		変更・喪失年 月 日	年 月 日														

第12号様式 (第29条関係)

(表面)

奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ ㊤

電話番号 _____

対象者との続柄 _____

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。

申請に当たり、対象者の助成金交付要件の確認及び助成金額の決定に関し必要な調査を行うことに同意します。

申請額 金 _____ 円

申請者記入欄	対象者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日		
	住所	奈良市					
	加入医療保険	被保険者証の種類別	国保・社保扶養・後期高齢		付加給付等の有無	有(円) ・ 無	
		被保険者証の写し	<input type="checkbox"/> 被保険者証の写しあり (下記の記入は不要です。) <input type="checkbox"/> 被保険者証の写しなし (下記に記入の上、保険者証を提示し、確認を受けてください。)				
		被保険者氏名			被保険者証記号	番号	
		保険者番号及び名称	番号	資格取得(認定)	年 月 日		
	支払希望金融機関	<input type="checkbox"/> 初めての申請 <input type="checkbox"/> 前回申請時と異なる口座 <input type="checkbox"/> 前回申請時と同じ口座 (下記の記入は不要です。)					
		金融機関名				支店名	
		口座番号	普通当座		(フリガナ)	口座名義人	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 医療費自己負担額を証する書類 (下記のいずれか) <input type="checkbox"/> 領収書及び自立支援医療費自己負担上限額管理票 <input type="checkbox"/> 医療機関等での証明 (下記の証明をもらってください) <input type="checkbox"/> 医療保険者証の写し (添付できない場合は保険者証を提示し、確認を受けてください。) <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証の写し <input type="checkbox"/> 社保扶養の場合、被保険者の所得を証する書類 (初回及び毎年8月分申請時) <input type="checkbox"/> 支払希望金融機関の通帳の写し (初回及び金融機関の変更がある場合)					

※ 受診月1月分をまとめて申請してください。(1月分を複数回に分けて申請できません。)

医療機関等記入欄	年 月 分	総点数	内自立支援医療費(精神通院)負担点数	自立支援医療費(精神通院)に係る自己負担額	円
	上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。 年 月 日 医療機関等 所在地 _____ 名称 _____ 氏名 _____ ㊤				

記入欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

(裏面)

医療機関等記入欄	年 月分	総点数	内自立支援医療費(精神通院)負担点数	自立支援医療費(精神通院)に係る自己負担額
		点	点	円
<p>上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関等 所在地 _____</p> <p>名称 _____</p> <p>氏名 _____ (印)</p>				

第13号様式（第30条関係）

第 号
年 月 日

奈良市長



奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市精神通院精神障害者医療費助成金については、審査の結果、病院等で支払われた自己負担金の内 円を助成することに決定したので通知します。

なお、支払いについては、年 月 日に指定された金融機関の預金口座に振込の手続きをいたしましたのでお知らせします。

第14号様式（第30条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで請求のあった奈良市精神通院精神障害者医療費助成金交付申請については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

(理由)

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成27年6月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年6月26日

奈良市監査委員	中村勝三郎
同	中本勝
同	山口誠
同	松石聖一

奈 監 第 22 号
平成27年6月26日

奈良市長 仲川元庸様
 奈良市議会議長 土田敏朗様
 奈良市公平委員会委員長 宮脇紀夫様

奈良市監査委員	中村勝三郎
同	中本勝
同	山口誠
同	松石聖一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成26年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成26年度の組織名で表示しました。

1 監査対象

総合政策部

秘書室	秘書課 広報広聴課
	奈良ブランド推進課 危機管理課

総務部

人事課 法務ガバナンス課 管財課
保健所・教育総合センター管理課

財務部

税務室	納税課 滞納整理課（債権管理グループを含む。）
-----	-------------------------

保健福祉部

福祉政策課（指導監査グループを含む。） 障がい福祉課

保健医療室	国保年金課 介護福祉課
-------	-------------

子ども未来部

子ども政策課 子ども育成課（児童館を含む。） 子育て相談課

保健所

保健総務課 保健・環境検査課
生活衛生課

観光経済部

商工労政課 農林課

公平委員会事務局

2 監査期間

平成27年4月10日～同年6月25日

3 監査方法

平成26年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成27年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総合政策部

奈良ブランド推進課

大和茶、日本酒海外戦略事業企画運営業務委託契約の予定価格調書が、契約締結先が提出した見積書の作成日より後の日付で作成されていた。奈良市契約規則第10条及び第18条の規定により、予定価格を定めた後、見積書を徴するよう、適正な事務処理を行われたい。

危機管理課

奈良市防災行政無線設備保守点検業務委託について、平成26年9月に実施した定期点検の作業報告書が提出されていなかった。当該委託契約書では、受託者は、定期点検業務及びその他保守業務を完了したときは、速やかに報告書を委託者に提出することとなっていることから、当該委託契約書に基づき、作業報告書の提出を受けられたい。

総務部

保健所・教育総合センター管理課

(1) その他雑入の私用電話料金については、おおむね3箇月に一度の調定となっていた。奈良市会計規則第9条の規定に定めるとおり、歳入を収納した場合は、その収納金を速やかに指定金融機関等に払い込まれたい。

(2) 施設修繕料で執行された7件について、見積書を査閲したところ、徴していた4件のうち、3件は、作成日付が記載されていなかった。当該3件のうち、奈良市保健所・教育総合センター第2駐車場修理については、奈良市契約規則第18条の2第1項本文の規定により、2人以上の者から見積書を徴する必要があるのに、1人の者からの見積書徴取であった。また、当該見積書に記載の金額と実際に支出した金額とが異なっていた。見積書を正しく徴し、適正な事務処理を行われたい。

(3) 奈良市保健所・教育総合センター外構樹木維持管理業務委託について、見積り合わせ調書に記載されている予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の金額と予定価格調書に記載されている入札書比較価格とが異なっていた。適正な契約事務を行われたい。

財務部

納税課

平成26年度現年度分の市税の分割納付について、納付誓約時に「債務の承認及び納付誓約書」を徴しているが、分割納付の承認についての決裁手続が全てとられていなかった。分割納付を行う際には、奈良市行政組織規則第71条の規定に則り、決裁手続をとられたい。

保健福祉部

福祉政策課（指導監査グループを含む。）

奈良市月ヶ瀬福祉センターのゲートボール場、談話室、料理実習室及び会議室の使用料の減免については、奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則第9条第1項に規定する減免申請書の提出は受けているものの、同条第2項に規定する減免決定通知書の交付が行われていなかった。同条の規定に定める手続に従い、使用料の減免を行われたい。

保健所

保健・環境検査課

電波掛時計等を購入した納品書に貼付されているレシートの日付より後の日付けで支出負担行為伺書を起票し、現品受領と検収を行い、決裁を受けている事例があった。支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、支出の原因となるべき契約その他の行為であることから、当該契約日は、購入を行った日であり、支出負担行為を行わず、契約を締結したこととなる。奈良市会計規則第24条第1項の規定により、需用費の執行については、契約締結のときに支出負担行為を整理するよう、適正な事務処理を行われたい。

生活衛生課

生活衛生営業等指導用及び狂犬病予防対策用の領収書並びに食品衛生等指導用の領収書については、領収書綴の払出状況を記録した領収書交付簿は作成されているが、領収書管理台帳は作成されていなかった。領収書綴の受払状況を適正に管理するため、領収書管理台帳を作成されたい。

観光経済部

商工労政課

(1) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用料の還付について、使用料還付申請書の還付申請の理由欄及び使用取消届の理由欄を査閲したところ、人数が揃わなかった等、還付の要件に該当しないと思われる理由が記載されたものが数多く見受けられた。奈良市勤労者総合福祉センター条例第8条の規定では、既納された使用料は原則的に還付しないこととされており、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときに限り、既納の使用料の全部又は一部の還付を認めている。同条の規定に則り、当該理由欄の記載が還付の要件に該当するか判断されたい。

(2) 実査した郵便葉書と切手類受払簿とを照合したと

ころ、切手類受払簿に記録されている郵便葉書の残高枚数より実査した郵便葉書の枚数の方が少なかった。郵便切手や郵便葉書は、金銭等価物であるので、適宜、管理を正確に行った上で、毎月、郵便葉書の残枚数も確認し、所属長の決裁を受けられたい。

(平成27年6月26日揭示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年6月29日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 山口 誠
同 松石 聖一

福祉医療課

監査結果公表日 平成26年6月23日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成27年6月11日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 後期高齢者医療特別会計では、平成24年度出納整理期間中に収入した保険料を歳計剰余繰越金として平成25年度に繰り越している。この出納整理期間中の歳入について、平成25年度6月以降（歳計剰余金として繰り越した後）に過誤納が判明した場合、歳計剰余繰越金を戻出し、被保険者に還付していた。出納閉鎖後は、地方自治法施行令第165条の8の規定に則り、歳出として還付されたい。	(1) 平成26年度から、前年度の出納整理期間中に収納した保険料について出納閉鎖後に過誤納が判明した場合、地方自治法施行令第165条の8の規定に則り、歳出として還付することとしました。
(2) 後期高齢者医療保険料納入通知書等の物品供給契約には、当該通知書等の印刷のほかに、当該通知書等の封入封かん業務が含まれ、外部の業者が個人情報を取り扱うことになるが、当該契約書には、封入封かん業務及び個人情報の取扱いについての記載がなかった。業務内容を明確にすることとともに、奈良市個人情報保護条例施行規則第3条の規定に基づき、適正な契約を行われたい。	(2) 平成27年度から、後期高齢者医療保険料納入通知書等の印刷製本契約書に封入封かん業務が含まれることを記載し、業務内容を明確にしました。また、奈良市個人情報保護条例施行規則第3条の規定に基づき、個人情報の取扱いについての条項を盛り込み、契約を締結しました。

文化財課
 監査結果公表日 平成26年12月26日
 (奈良市監査委員告示第18号)
 措置結果通知日 平成27年6月16日

要綱に則り、適正な事務処理を行われたい。

(平成27年6月29日揭示済)

【監査の結果】	【措置の内容】
文化財費の負担金補助及び交付金のうち、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく、文化財の修理等に関する補助金の補助額について、補助対象経費に補助率を乗じた金額の千円未満を切り捨てた額を補助金の交付決定金額としていた。しかし、その根拠は、同要綱には規定がない。同	平成27年度から、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱を改正し、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる旨の規定を設け、これに基づき補助金の交付決定を行っている。

公 営 企 業

奈良市企業局告示第45号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年6月19日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
島田水道設備	島田 勉	奈良県橿原市五井町276-3	平成27年6月18日

(平成27年6月19日揭示済)

(委託場所) 奈良市法華寺町264番地1 奈良市企業局
(平成27年6月23日揭示済)

奈良市企業局告示第46号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、宿日直窓口収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成27年6月23日

奈良市公営企業管理者
池田 修

宿日直窓口収納業務を委託する者

奈良市芝辻町四丁目6-2
南都ビルサービス株式会社
代表取締役 田畑 晴敏

(委託期間) 平成27年6月1日~平成28年3月31日

別表(第12条関係)

奈良市企業局管理規程第12号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

給 水 装 置 修 繕 費 算 出 表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 2,180	無料
給水栓取替	2,530	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区 分		労 務 費						材 料 費
		継 手 工	管 連 絡 工	普通土掘削工		コンクリート掘削工		
				掘削土量が 0.06㎡以下 のもの	掘削土量が 0.06㎡を 超えるもの	掘削土量が 0.06㎡以下 のもの	掘削土量が 0.06㎡を 超えるもの	
鉛 管 類	口径 耗	円	円	円	円	円	円	管理者が定 める単価表 による。
	13	3,040	2,530	1,150	2,900	1,340	3,280	
	20	3,840	3,620					
	25	4,420	4,710	3,870	4,370			
	40	6,260	7,240					
50	7,640	9,060						
ビ ニ ル 管 類	13	670	2,530	1,150	2,900	1,340	3,280	
	20	1,340	3,620					
	25		4,710	3,870	4,370			
	40	2,020	7,240					
	50	2,690	9,060					
銅 管 類	13	1,520	2,530	1,150	2,900	1,340	3,280	
	20		3,620					
	25		4,710	3,870	4,370			
	40	7,240						
	50	1,760	9,060					

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成27年6月30日揭示済)

奈良市企業局告示第47号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示します。

平成27年6月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 指定年月日

平成27年6月30日

2 指定工事店

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名または商号	代表者または氏名
市外	1	第456号	御所市大字三室650番地1	岩田設備工業	岩田 憲之
市外	2	第457号	北葛城郡王寺町明神4丁目21-1	岡本配管	岡本 龍二
市内	3	第458号	奈良市疋田町2丁目4-17	カガワ住設	香川 道雄
市外	4	第459号	葛城市林道100-8	株式会社 葛城工業	西元 竜也
市外	5	第460号	香芝市藤山2丁目1168-9	さくら設備	岡本 仁
市外	6	第461号	大和郡山市番条町595	三協設備株式会社	森本 慶
市外	7	第462号	香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号	株式会社 城設備工業	城 和正
市外	8	第463号	北葛城郡広陵町南郷243	有限会社 シラキ設備	白記 秀好

市内	9	第464号	奈良市四条大路三丁目4-10	村瀬設備工業所(奈良営業所)	村瀬 治男
市外	10	第465号	大和高田市北本町9-6	森本設備機器株式会社	森本 真一

(平成27年6月30日揭示済)

議 会

奈良市議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

奈良市議会議長
土 田 敏 朗

奈良市議会議規則第1号

奈良市議会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会議規則（昭和49年奈良市議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の1項を加える。

2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年6月30日揭示済)